

第 5 章 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5 - 1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

①気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。また、令和 3 年 8 月豪雨では、下諏訪町においても記録的な大雨により、河川の氾濫や土砂崩落等の甚大な被害が発生するなど、今後も、地球温暖化の進行が要因とされる豪雨等の発生リスクは、さらに高まることが予測されています。こうしたことから、人間の活動により気候への深刻な影響が出ないように、温室効果ガス*の排出削減等を行い、地球温暖化を防止することは人類共通の喫緊の課題となっています。

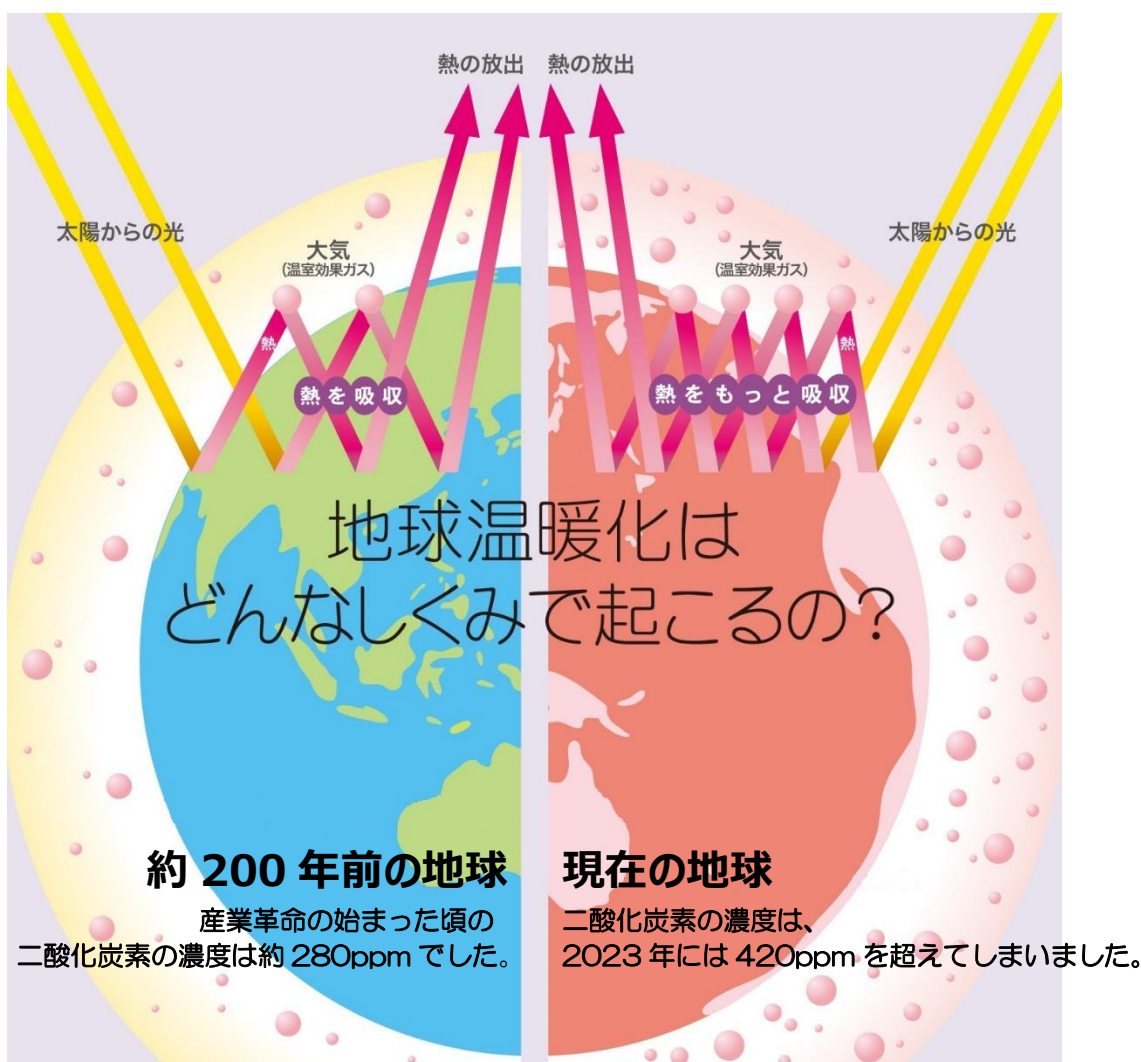


図 1-1 地球温暖化の仕組み

②下諏訪町の動き

世界規模の課題である地球温暖化ですが、下諏訪町においても身近なところで影響が出始めています。次のグラフは昭和 25 年（1950 年）から令和 2 年（2020 年）までの諏訪地域の平均気温を比較したのですが、70 年間で平均気温が 1.6℃上昇していることが分かります。この気温の上昇は熱中症などの人体への影響に加え、御神渡りの出現率の低下等、気候変動として下諏訪町で生活する我々にも大きな影響を及ぼしています。

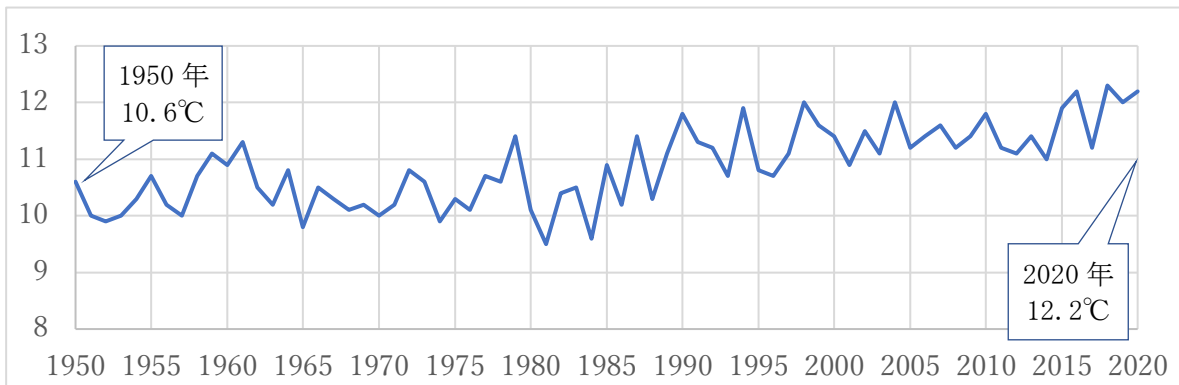


図 1-2 諏訪地域における年平均気温（℃）

出典：気象庁 過去の気象データ

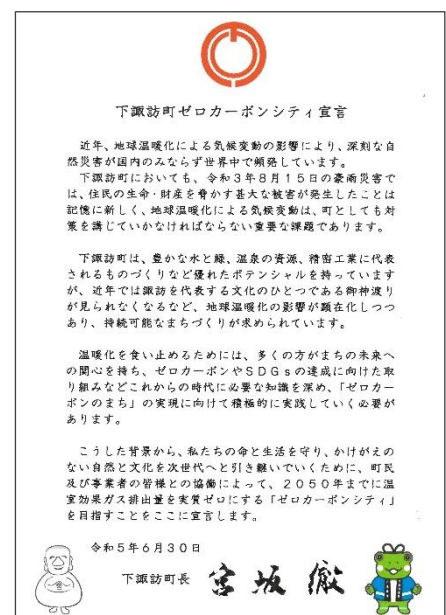
下諏訪町では、平成 13 年（2001 年）に「環境基本条例」を制定し「環境基本計画」に基づき、住民、事業者、町の協働で地球温暖化防止策に取り組んできました。

地球温暖化や省エネルギー等をテーマに、町ホームページや広報誌を利用した啓発、学校や保育園等における環境学習、出前講座等の開催したことにより、普段の暮らしの中で省エネを意識する人が増えてきています。

また、町庁舎や下諏訪南小学校への太陽光発電*設備の設置により、再生可能エネルギー*が身近なものとして伝える機会をつくってきました。

しかし、今のままでは地球温暖化を止めるには不十分で、世界中の人が協力して、二酸化炭素を減らすだけでなく、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「下諏訪町ゼロカーボンシティ宣言」を令和 5 年（2023 年）6 月 30 日に行い、各種施策を実施してきました。

※地球温暖化対策を巡る国際的な動き、国内の動き、長野県の動きは、資料 3（資 36、37 ページ）に掲載しています。

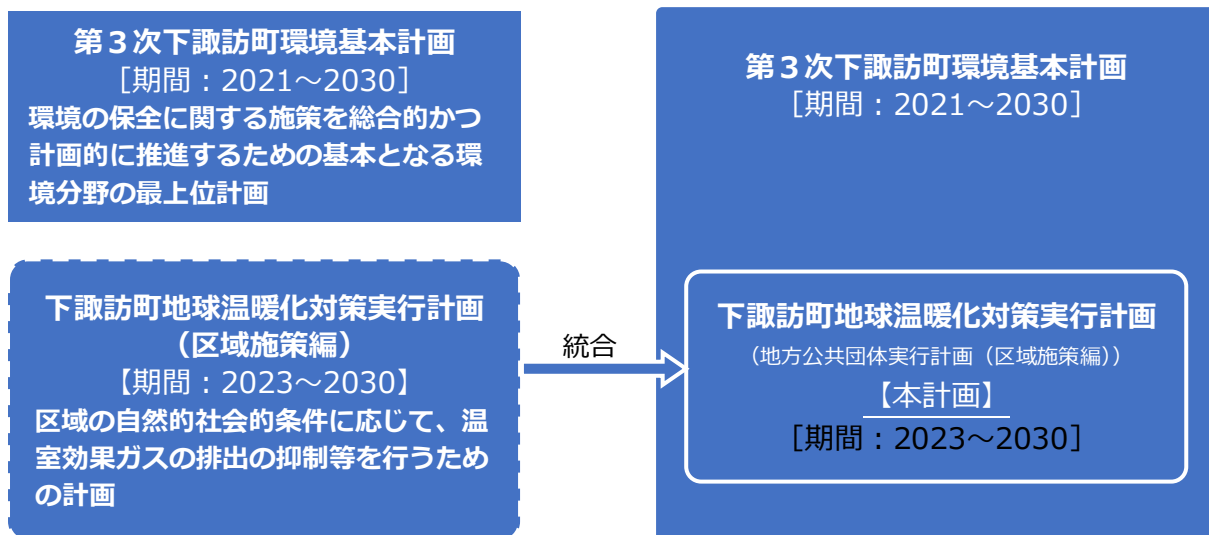


(2) 計画の目的

これらの背景から、持続可能な社会を実現するため、地域の自然的、社会的条件に応じて地球温暖化対策に取り組んでいくことが必要です。こうした状況から、「下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することにより、住民・事業者・町が一体となって地球温暖化対策に取り組み、町全体の温室効果ガス排出量の削減を推進します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定し、第 3 次下諏訪町環境基本計画に統合しています。なお、目標や施策の設定にあたっては、町の最上位計画である第 8 次下諏訪町総合計画や各種計画の他、国、長野県の地球温暖化対策とも整合を図ります。



●SDGs と実行計画との関係

本計画に基づく取組は、SDGs*に掲げられた 17 のゴールの達成に貢献するものであり、直接的に貢献するものもあれば、間接的に貢献するもの、また複数のゴールに貢献するものがあります。「第 5 章 下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、基本方針ごとに関連する SDGs のゴールを示します。



出典：国際連合広報センター

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 8 年間とします。

国の目標を踏まえ、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度、令和 12 年度（2030 年度）を短期目標年度、令和 22 年度（2040 年度）を中期目標年度、令和 32 年度（2050 年度）を長期目標年度とし、温室効果ガス排出量の削減を実施します。

ただし、国内外の社会情勢の著しい変化等に合わせて、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うこととします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法において規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類ですが、国全体の温室効果ガス排出量の約 9 割を二酸化炭素が占めていることから、本計画では二酸化炭素の 1 種類を対象とします。

◆「地球温暖化対策推進法」で定められている温室効果ガス

温室効果ガス		主な発生源	割合※
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの）等	92.3%
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の作業プロセス等	
メタン (CH ₄)		稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等	2.7%
一酸化二窒素 (N ₂ O)		化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等	1.5%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としての HFCs の使用、クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造	3.0%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造	0.3%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機等の電気機械器具の使用・点検・廃棄、SF ₆ の製造	0.2%
三ふっ化窒素 (NF ₃)		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造	0.02%

出典：温室効果ガスインベントリオフィス(※2023 年度 日本における温室効果ガス排出量の割合)

5-2 温室効果ガス排出量の推計・削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の推計

① 温室効果ガス排出量の推移

環境省の自治体排出量カルテ¹によると、下諏訪町の平成17年（2005年）から令和4年（2022年）までの温室効果ガス排出量の推移は下図²のとおりです。

平成17年（2005年）の約14万7千t-CO₂が期間中の最大の排出量でしたが、平成20年（2008年）のリーマンショックの影響から排出量が大きく減少（前年比マイナス5%）しました。

その後、平成23年（2011年）は東日本大震災の発生により火力発電の割合が高くなったことから増加に転じました。ただし、平成24年（2012年）以降は太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入により電力の低炭素化が進んだことなどから減少傾向が続いています。

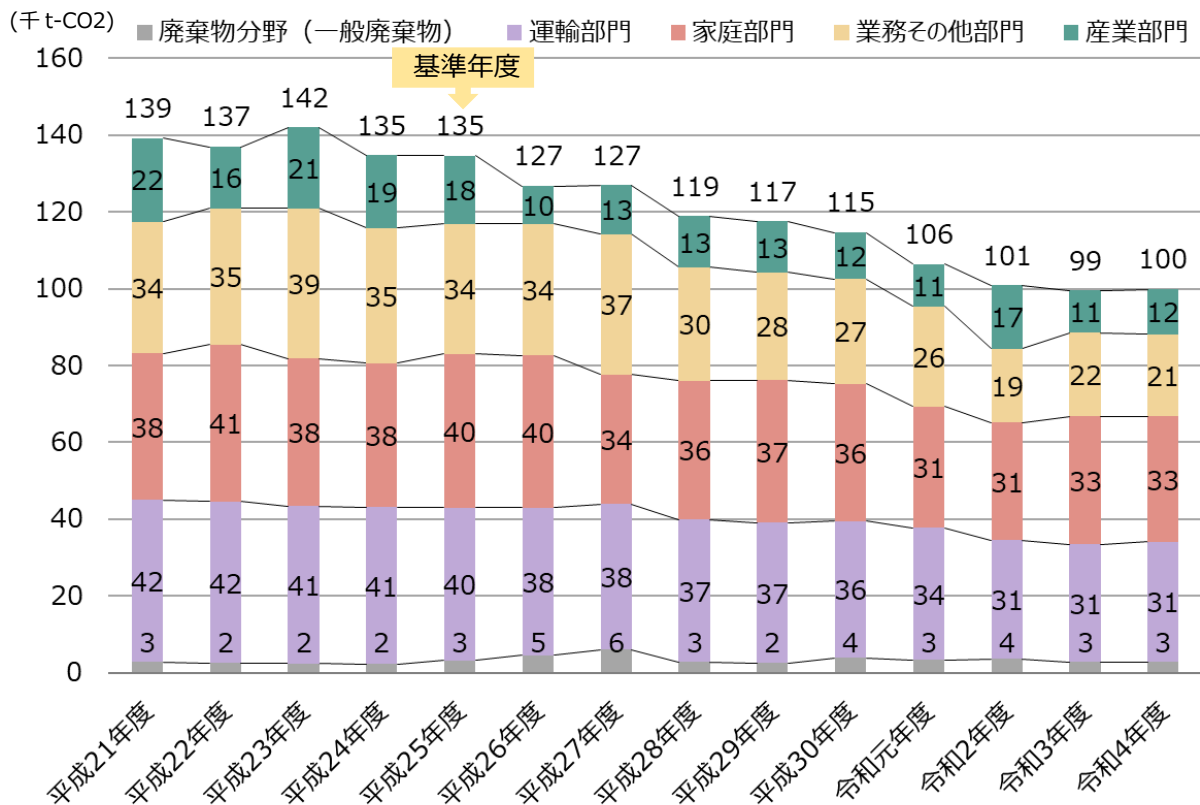


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移 平成17年（2005年）～令和4年（2022年）

¹ 環境省, 「自治体排出量カルテ」, https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html, 令和7年3月

² 区域全体の排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」,（令和6年12月）の標準的手法に基づき統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

②温室効果ガスの分野別排出量の推移

基準年度の平成25年（2013年）と、把握可能な直近の年度である令和4年（2022年）の比較を下図表に示します。令和4年（2022年）は、基準年度比で削減量 34,739 t-CO₂、削減率 26%でした。

部門別の削減量は、業務その他部門(12,422 t-CO₂)が最も多く、運輸部門（8,596 t-CO₂）、家庭部門（7,353 t-CO₂）、産業部門(6,004 t-CO₂)と続きます。

部門別の削減率では、業務その他部門(37%)が最も多く、産業部門（34%）、運輸部門（22%）、家庭部門(18%)となります。

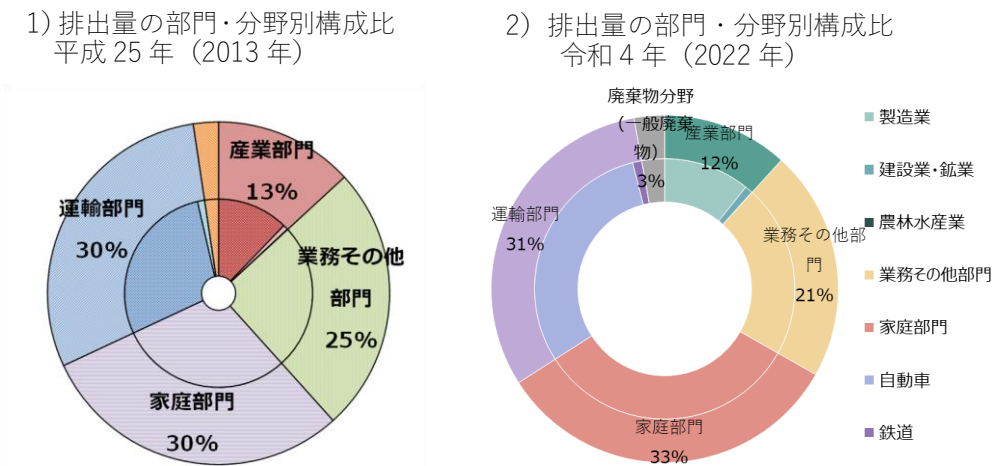


図 2-2 排出量の部門・分野別構成比

表 2-1 排出量の部門・分野別削減量・削減率

部門	【基準年度】2013(H25)		【現状年度】2022(R4)			
	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比	対2013 (H25)年比	
					削減量 (t-CO ₂)	削減率
合 計	134,605	100%	99,866	100%	34,739	26%
産業部門	17,710	13%	11,706	12%	6,004	34%
製造業	16,481	12%	10,703	11%	5,778	35%
建設業・鉱業	1,116	1%	965	1%	151	14%
農林水産業	113	0%	37	0%	75	67%
業務その他部門	33,884	25%	21,462	21%	12,422	37%
家庭部門	40,018	30%	32,665	33%	7,353	18%
運輸部門	39,795	30%	31,199	31%	8,596	22%
自動車	38,134	28%	30,074	30%	8,060	21%
旅客	24,357	18%	18,343	18%	6,014	25%
貨物	13,777	10%	11,730	12%	2,047	15%
鉄道	1,661	1%	1,125	1%	536	32%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,198	2%	2,834	3%	364	▲4%

(2) 温室効果ガスの将来推計

①将来推計の方法

将来推計排出量（BAU）とは、今後追加的な地球温暖化対策を見込まないまま推移した場合の将来の排出量です。ここでは活動量(人口)の増減のみに比例すると仮定し「環境省区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を用いて推計を行いました。

把握可能な直近の令和元年（2019年）の部門ごとの温室効果ガス排出量を人口で除して町民一人あたりの排出量を算出し、各目標年度の推計人口³を乗じて排出量を推計しました。

②推計結果

下表に推計結果を示します。短期目標年の令和12年（2030年）排出量は、71,733 t-CO₂、基準年度比47%削減、県ゼロカーボン戦略の基準年度の平成22年（2010年）比では48%削減になりました。その要因としては、人口減少にくわえて、電力の低炭素化がより進展することが影響しています。電力の基礎排出係数^{4*}に着目すると、平成25年（2013年）は、0.000513 t-CO₂/kWh（中部電力ミライズ（旧中部電力））でしたが、令和12年（2030年）には国の目標値として、半分以下の0.000250 t-CO₂/kWhが示されています。

表 2-2 温室効果ガス排出量の将来推計（追加対策なし）

		【実績】			【将来推計】		
		【県基準年度】 2010 平成22年度	【基準年度】 2013 平成25年度	【現状年度】 2019 令和元年度	【短期目標年】 2030 令和12年度	【中期目標年】 2040 令和22年度	【長期目標年】 2050 令和32年度
【活動量(人口)】		21,774	21,527	19,932	16,712	15,338	14,404
電力の基礎排出係数(t-CO ₂ /kWh)		0.000473	0.000513	0.000431	0.000250	0.000250	0.000250
削減率	基準年度 対2013(H25)比			21%	47%	51%	54%
	県基準年度 対2010(H22)比		2%	22%	48%	52%	55%
排出量 (t-CO ₂)	合計	136,945	134,605	106,321	71,733	65,836	61,827
	産業部門	16,084	17,710	10,967	5,911	5,425	5,095
	業務その他部門	35,475	33,884	26,172	16,968	15,573	14,624
	家庭部門	40,870	40,018	31,494	17,690	16,236	15,247
	運輸部門	42,078	39,795	34,363	28,378	26,045	24,459
	廃棄物分野（一般廃棄物）	2,438	3,198	3,324	2,787	2,558	2,402

³ 下諏訪町人口ビジョン（令和2年度改訂版）の推計人口

⁴ 経済産業大臣及び環境大臣により公表されている小売電気事業者及び一般送配電事業者の供給に係る電気の基礎排出係数のことです。電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO₂）を、当該電気事業者が供給（小売り）した販売電力量（kWh）で除して算出されます。

(3) 森林吸収量の推計

町の面積の8割以上を森林が占めており、そのうち75%が民有林、15%が国有林です。樹木は、成長する過程で大気中の二酸化炭素を吸収し成長することから、その分の吸収量を見込むことができます。本計画の森林吸収量*の推計対象となる森林は、森林計画対象（管理者により適切に管理するための森林計画が策定されている森林）の民有林および国有林とします。

民有林の吸収量推計は、長野県林務部の公表データ「長野県民有林の現況」（市町村別・資源構成表）より、平成25年（2013年）から令和3年（2021年）までの期間における森林蓄積の変化量から推計しました。また、国有林の吸収量は、民有林の面積あたりの吸収量を、国有林の面積に乗じて拡大推計する方法により算出しました。

なお、森林吸収量は、主伐の実施などにより年度ごとに多少大きな変動が生じることから、上記期間中の年平均吸収量（13,929 t-CO₂）を、本計画の単年あたりの森林吸収量とします。

(4) 温室効果ガスの削減目標

本計画の削減目標は、令和12年（2030年）に基準年度平成25年（2013年）比54%削減（排出量62,106 t-CO₂）とします。この排出量から、町内の森林吸収量（13,929 t-CO₂）を差し引いた正味排出量における実質60%削減（排出量48,177 t-CO₂）を目指します。

国や県に準じた部門ごとの目標削減率を下表に示します。将来推計排出量（BAU）から地球温暖化対策の取り組みによりさらに削減し、産業部門は69%削減、家庭部門は60%削減とします。また、業務その他部門は、51%削減、廃棄物分野（一般廃棄物）は、37%削減、運輸部門は45%削減とします。

令和12年（2030年）二酸化炭素排出量削減目標

平成25年度（2013年度）比

△60%

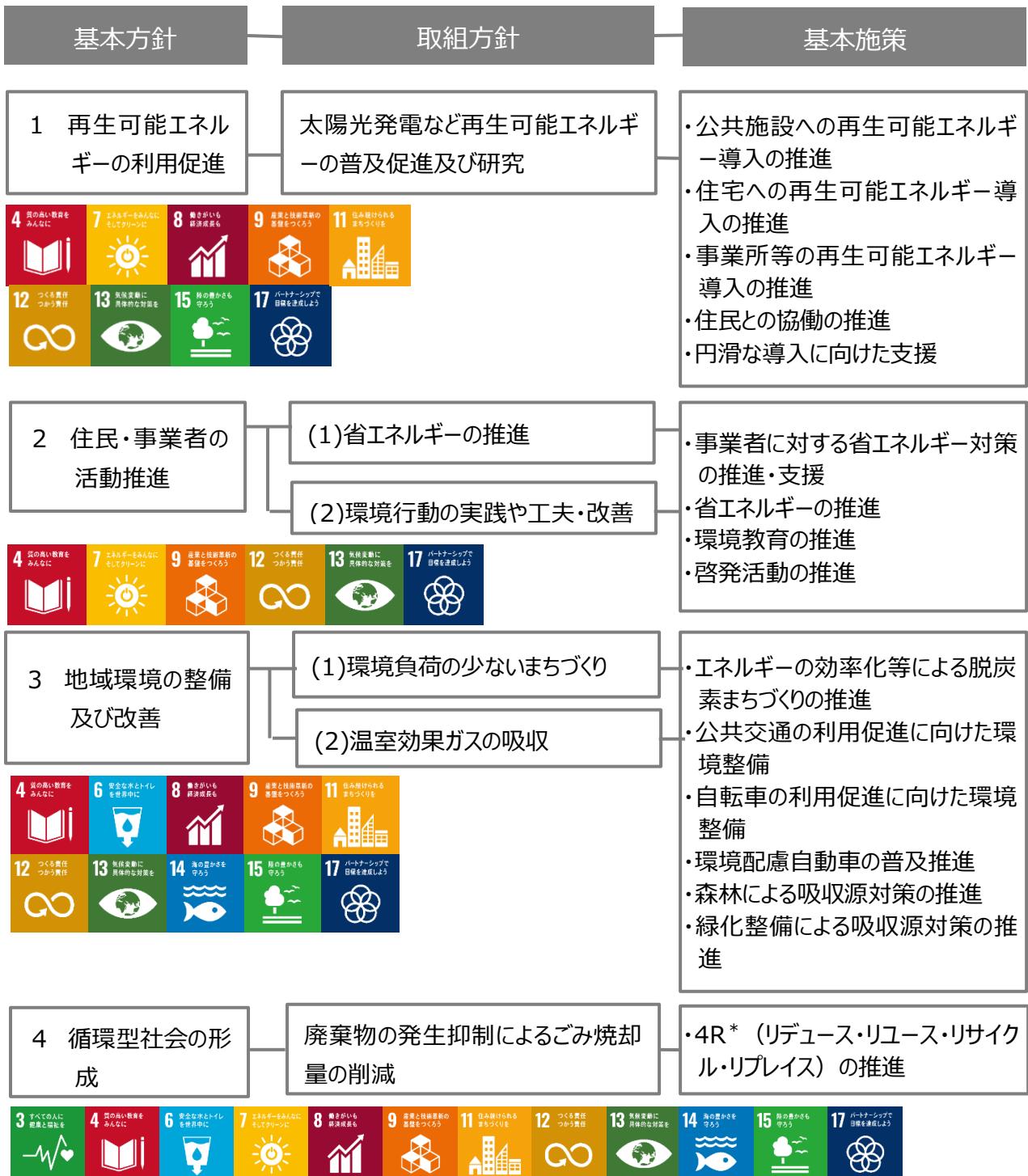
	【基準年度】	【短期目標年】 R12(2030)		
	H25(2013) 排出量：① (t-CO ₂)	排出量：② (t-CO ₂)	必要な 削減量： ①-② (t-CO ₂)	削減率 H25 (2013)比 (%)
合計：(A)	134,605	62,106	72,500	54%
産業部門	17,710	5,411	12,299	69%
業務その他部門	33,884	16,603	17,281	51%
家庭部門	40,018	16,190	23,828	60%
運輸部門	39,795	21,878	17,917	45%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,198	2,023	1,175	37%
森林吸収量：(B)	13,929	13,929		
正味排出量：(A)-(B)	120,676	48,177		60%

5-3 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み

(1) 基本方針

温室効果ガスの排出緩和策には、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーによる温室効果ガス[※]の排出削減の対策と、森林などによる温室効果ガスの吸収といった対策があります。当町では、地球温暖化対策推進法に示されている4つの事項に基づき設定する以下の計画の体系に沿って、温室効果ガス削減目標の達成に向けた住民・事業者・町のそれぞれが取り組む施策を展開します。

◆計画の体系



(2) 施策の展開

基本方針 1 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の要因である二酸化炭素排出量を削減するため、自然環境、生活環境に配慮した太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030 年度
	直近年度	実績値	目標値
公共施設の太陽光発電設備、蓄電設備の設置施設数	R6 (2024)	2 施設 ^{※1}	10 施設
住宅の太陽光発電設備、蓄電設備の補助件数	R6 (2024)	351 件 ^{※2}	400 件

※1：町庁舎、南小学校

※2：エコエネルギー導入補助事業（H16～H27 累計）、ゼロカーボン補助金（R5～R6 累計）

■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
公共施設の再生可能エネルギー導入の推進	太陽光発電設備の導入拡大	1-1	・公共施設の太陽光発電設備、蓄電設備の導入を推進	継続	2050 年	住民環境課 施設主管の課
	廃棄物由来の再エネ導入の検討	1-2	・諏訪湖周クリーンセンターでの発電量増加に向けた調査・研究 ・木材チップや水草等を利用したバイオマス*エネルギー導入の検討	継続	2030 年	住民環境課
	事業の資金調達の検討	1-3	・再生可能エネルギー設備のクラウドファンディングの検討	新規	2040 年	住民環境課
住宅への再生可能エネルギー導入の推進	太陽光発電設備や蓄電池設備の導入推進	1-4	・住宅の太陽光発電設備、蓄電設備の導入を推進	継続	2030 年	住民環境課
		1-5	・住宅の太陽光発電設備、蓄電設備の導入補助	新規	2030 年	住民環境課
	太陽熱利用設備の普及推進	1-6	・太陽熱*利用設備の導入	新規	2030 年	住民環境課
事業者等の再生可能エネルギー導入の推進	民間事業者への再生可能エネルギーの普及推進	1-7	・事業者の太陽光発電設備、蓄電設備の導入を推進	新規	2030 年	住民環境課
		1-8	・事業者の太陽光発電設備、蓄電設備の導入補助	新規	2030 年	住民環境課
	地域新電力など地域エネルギー供給事業の推進	1-9	・再エネ由来の電気への切り替えを推進	新規	2030 年	住民環境課

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
事業者等の再生可能エネルギー導入の推進	既存の再生可能エネルギー設備の適正な維持管理及び更新	1-10	・現在使われていない町内の太陽光発電設備の再稼働	新規	2030年	住民環境課
	営農型太陽光発電設備の事業化支援	1-11	・農業従事者等による営農型太陽光発電の調査・研究	新規	2040年	産業振興課
	小水力発電の事業化支援	1-12	・小水力発電*の調査・研究	新規	2040年	産業振興課
事業者等の再生可能エネルギー導入の推進	風力発電*の事業化支援	1-13	・風力を利用した風力発電の調査・研究	新規	2040年	住民環境課
	バイオマス発電の事業化支援	1-14	・食物廃棄物や木材を利用したバイオマス発電の調査・研究	新規	2040年	住民環境課 産業振興課
	バイナリー発電等の利用推進	1-15	・温泉熱や地中熱*を利用したバイナリー*発電等の調査・研究	新規	2030年	建設水道課
地域住民・事業者との協働の推進	コミュニティ主導型の再生可能エネルギー事業の推進	1-16	・地域の事業者や住民が主体となる再生可能エネルギー事業の立ち上げを推進	新規	2030年	住民環境課
円滑な導入に向けた支援	自然環境や地域との調和を図った円滑導入の推進	1-17	・再生可能エネルギー設備の設置等に関する条例化の検討	継続	2030年	住民環境課
	再生可能エネルギーの電力系統接続に関する課題解決の検討	1-18	・水害時の浸水等を考慮した再生可能エネルギー設備設置の啓発	拡充	2030年	住民環境課
	事業終了後の再生可能エネルギー設備の適正な処理の推進	1-19	・再生可能エネルギー設備処理費用の確保の啓発	新規	2030年	住民環境課

基本方針 2 住民・事業者の活動推進

省エネルギー活動の実践や省エネルギー機器への転換、「デコ活*」の情報発信、脱炭素社会*の実現に向けた新たなライフスタイルへの転換などにより、省エネルギーを推進します。

■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030年度 目標値
	直近年度	実績値	
環境学習を取り入れた行事の開催回数	R6（2024）	年間 29 回	年間 30 回
長野県SDGs推進企業登録制度の登録事業所数	R6（2024）	30 事業所	50 事業所
温暖化対策情報の町広報誌やホームページによる広報件数	R6（2024）	年間 10 件	年間 10 件

■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
事業者に対する省エネルギー対策の推進・支援	ポイント制度の導入推進	2-1	・節電した家庭や事業者への国のポイント還元制度の普及啓発	新規	2030 年	住民環境課
省エネルギーの推進	高効率設備及び HEMS*等の普及推進	2-2	・LED照明等の省エネ設備の設置 ・高効率給湯の導入を推進	新規	2030 年	住民環境課
		2-3	・リフォームワークショップの開催	継続	継続実施	産業振興課
環境教育の推進	保育園・学校における環境学習の推進	2-4	・環境学習を取り入れた行事の開催 ・脱炭素をテーマにした学習の実施	新規	継続実施	住民環境課 教育こども課
	多様で身近な環境学習機会の提供・支援	2-5	・エコアイデアコンテストの開催 ・脱炭素を多く取り入れた講座の開催	新規	継続実施	住民環境課 産業振興課
啓発活動の推進	各種関係機関・団体と協力した周知啓発	2-6	・長野県 SDGs 推進企業登録制度への登録を推進	新規	継続実施	住民環境課
		2-7	・温暖化対策情報の町広報誌やホームページによる広報・啓発	継続	継続実施	住民環境課
		2-8	・地域の行事や清掃活動の広報・啓発 ・脱プラや環境負荷が少ない製品や商品に関する情報提供	新規	2030 年	住民環境課 産業振興課
	家庭における省エネ推進事業	2-9	・ノーカーデーの普及啓発	新規	継続実施	住民環境課
	国及び長野県の施策に対する協力	2-10	・国が推奨する「デコ活」の啓発	継続	継続実施	住民環境課
	2-11	・国及び長野県の施策実現に向けた周知・啓発	新規	継続実施	住民環境課	

基本方針3 地域環境の整備及び改善

公共交通機関の利用促進、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地帯の適正管理などによる低炭素型（二酸化炭素の排出が少ない）の地域づくりや、自然環境が有する多様な機能の活用などにより地域環境の整備及び改善を図ります。

■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030年度 目標値
	直近年度	実績値	
シェアサイクル利用箇所数（町内のレンタサイクル貸出し場所）	R6（2024）	3か所	5か所
遊休農地を活用した農地面積（町の輪転による農地分）	R6（2024）	13,100㎡	15,000㎡

■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
エネルギーの効率化等による脱炭素まちづくりの推進	都市計画マスタープランによるまちづくりの推進	3-1	・公園等の公共空間における再生可能エネルギー、省エネ設備設置の推進	拡充	2040年	住民環境課 産業振興課 建設水道課
公共交通の利用促進に向けた環境整備	公共交通のキャッシュレス化による円滑な利用促進	3-2	・コミュニティバスのキャッシュレス決済化の推進	新規	2030年	住民環境課
	公共交通利用促進に向けた情報発信	3-3	・スマートムーブ*（バスや鉄道利用）の啓発・PR ・交通マップ、時刻表、GTF S*等を活用した情報提供	新規	2030年	住民環境課
自転車の利用促進に向けた環境整備	自転車通行空間の整備	3-4	・ランドデザインと連携した道路の整備	拡充	2050年	建設水道課
	シェアサイクルの運用、利用推進	3-5	・シェアサイクル利用の普及啓発	拡充	2030年	総務課 産業振興課
環境配慮自動車の普及推進	電気自動車（EV）*の普及推進	3-6	・公用車の電気自動車への転換の推進 ・電気自動車の普及啓発 ・充電ステーションの整備	新規	2040年	総務課 住民環境課
	水素自動車（FCV）*の普及推進	3-7	・水素自動車及び水素ステーションの整備に向けた調査・研究	新規	2040年	住民環境課
森林による吸収源対策の推進	森林整備・里山整備の推進	3-8	・農業や林業への支援を実施 ・鳥獣被害の防止による豊かな森林づくりのためのジビエ食材の産業化を推進 ・地中の炭素保全を目的とした植林の実施	継続	2030年	産業振興課

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
森林による 吸収源対 策の推進	松枯れ対策 事業の推進	3-9	・松くい虫被害を早期発見・早期 通報するための体制の構築	継続	2030年	産業振興課
	カーボンオフ セットの推進	3-10	・国が推奨する J クレジット制度 * を推進	新規	2030年	産業振興課
緑化整備に よる吸収源 対策の推進	環境に配慮し た農業への支 援	3-11	・遊休農地の再利用による農地の 拡大を推進 ・朝市等の直売イベントの実施 ・農産物特産加工品の開発	継続	2040年	産業振興課

基本方針 4 循環型社会の形成

廃棄物処理に伴い排出される二酸化炭素を削減するため、4 R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）・リプレイス（置き換える））の促進により、循環型社会の形成を推進します。

■進捗管理指標（温暖化対策の取り組み状況を管理するための指標）

指標項目	実績		2030年度 目標値
	直近年度	実績値	
生ごみ処理機器の補助金支給台数	R6（2024）	累計 3,785 台	累計 4,000 台
容器包装プラスチックの資源化量	R6（2024）	12t ^{※1}	380t ^{※2}

※1：年間資源化量（発泡スチロール、トレイ、プラスチック資源分別収集モデル事業分）

※2：年間資源化量（プラスチック資源）※分別収集計画より試算

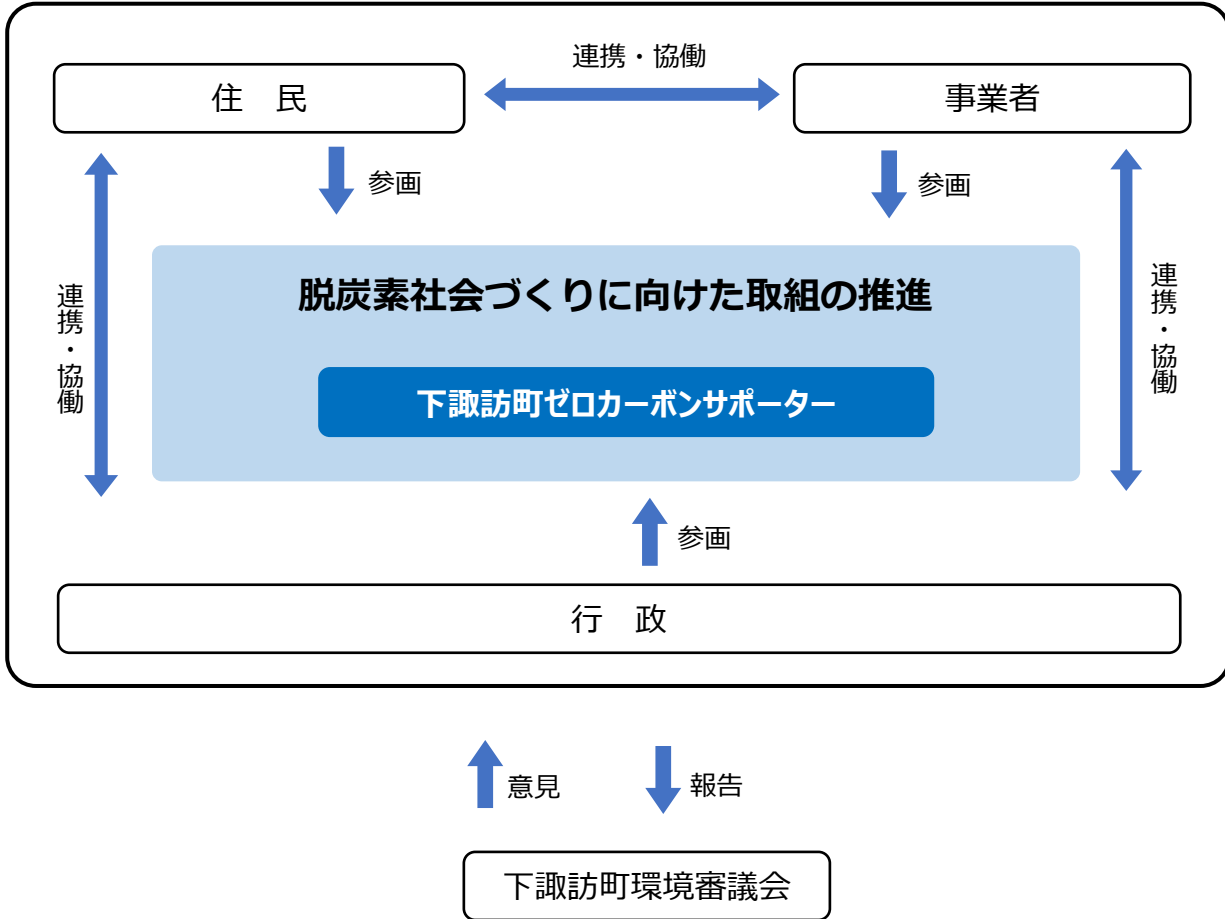
■施策

基本施策	個別施策	No.	取組内容	新規 継続 拡充	目標 達成年	推進主管
4 R（リ デュース・リ ユース・リ サイクル） の推進	家庭ごみ の減量推 進	4-1	・フリーマーケットの開催 ・寄附や募金等の集金活動のキャッシュレ ス決済導入を推進 ・配布物のデジタル化を推進	新規	2030年	住民環境課 総務課
		4-2	・ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の利用 を推進 ・簡易包装の推進	継続	継続実施	住民環境課
		4-3	・捨て方を見据えた買い物の推進	新規	継続実施	住民環境課
	生ごみの 減量推 進	4-4	・生ごみ堆肥化の促進	継続	継続実施	住民環境課
		4-5	・生ごみ処理機器の補助金制度を実施	継続	継続実施	住民環境課
	プラスチック ごみの削 減推 進	4-6	・容器包装プラスチックの資源化を推進 ・プラスチックスマート*の普及拡大 ・ペットボトル削減及びマイボトル利用促 進のための給水スタンドの設置	新規	2030年	住民環境課
	食品ロス* 削減の推 進	4-7	・下諏訪町食べ残しゼロ「よいさ運動」の 普及拡大 ・エシカル消費*の普及拡大	拡充	継続実施	住民環境課
	木材の再 資源化推 進	4-8	・間伐*した木材を薪として活用	新規	2030年	住民環境課

5-4 計画の推進体制

住民・事業者・町の協働と連携により、各主体が一体となって本計画の推進を図ります。

◆ 推進体制図



下諏訪町ゼロカーボンサポーター

下諏訪町内で自主的な地球温暖化防止活動に取り組む個人、事業者、団体が「下諏訪町ゼロカーボンサポーター」として宣言し、国や県、町の環境情報等を広めていくことにより、地域における地球温暖化防止活動の活性化を目指します。

